

松本空港 A2-BCP
(概要版)

2022年5月

松本空港管理事務所

目 次

はじめに	1
A2-BCP の構成	1
第1章 目的及び行動目標	2
第2章 被害想定	3
第3章 合同対策本部（A2-HQ）の設置	4
第4章 外部機関との連携	5
第5章 情報発信	6
第6章 訓練計画	7
第7章 各施設の担当部署と技術者の配置状況	7
基本計画「B（Basic）-Plan」	
B-1. 早期復旧計画	8
B-2. 滞留者対応計画	10
B-3. 避難計画	13
機能別の喪失時対応計画「S（Specific-functional）-Plan」	
S-1. 電力機能喪失時対応計画（3日間寸断）	15
S-2. 通信機能喪失時対応計画	17
S-3. 上下水道機能喪失時対応計画	18
S-4. 燃料確保計画	19
S-5. 空港アクセス喪失時対応計画	20

はじめに

「A2-BCP」※は、空港利用者等の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」と、航空ネットワークの維持を目的とした空港の「早期復旧計画」等からなる基本計画（B（Basic）-Plan）に加えて、これまで経験したことのないレベルの自然災害等にも対応できるように、電力や通信、上下水道といった機能の喪失時等への対応も考慮した機能別対応計画等の計画（S（Specific-functional）-Plan）もあわせて策定している。

今後、真に実効性のある「A2-BCP」とするため、訓練等を通じて関係者の意識を高め、「A2-BCP」の更なる見直しをし、自然災害発生時には、関係者が一体となって迅速に対応することで、自然災害に強い航空ネットワークが構築されることを目指していく。

※「A2-BCP」

A2・・・「Airport」と「Advanced」の意

BCP・・・「Business Continuity Plan」 事業継続計画の意

A2-BCP の構成

- 第1章 目的及び行動目標
- 第2章 被害想定
- 第3章 合同対策本部（A2-HQ）の設置
- 第4章 外部機関との連携
- 第5章 情報発信
- 第6章 訓練計画
- 第7章 各施設の担当部署と技術者の配置状況

基本計画「B（Basic）-Plan」

- B-1. 早期復旧計画
- B-2. 滞留者対応計画
- B-3. 避難計画

機能別の喪失時対応計画「S（Specific-functional）-Plan」

- S-1. 電力機能喪失時対応計画（3日間寸断）
- S-2. 通信機能喪失時対応計画
- S-3. 上下水道機能喪失時対応計画
- S-4. 燃料確保計画
- S-5. 空港アクセス喪失時対応計画

第1章 目的及び行動目標

1. 目的

本業務継続計画は、大規模自然災害が発生した際、航空旅客、空港利用者及び空港従業員の安全確保を最優先事項とし、空港運営上重要な業務の継続や被害を受けた空港施設の早期復旧及び適切な旅客対応を目的に、松本空港管理事務所が主体となり、関係機関が個別に対応することなく行動を共有することにより一体となった対応を可能とするものである。

2. 行動目標

(1) 空港利用者の安全・安心の確保

- ① 旅客及び職員の避難を最優先する。【24時間以内に指定避難場所を確保】
- ② 滞留者への食料、水、トイレの提供、通信環境、避難手段の確保を図る。
【72時間滞留者の安全を確保】

(2) 空港機能の早期復旧（救急、救命活動の拠点としての機能確保）

- ① 回転翼緊急機の入入れ 【自然災害発生後3時間以内】
- ② 固定翼緊急機の入入れ 【自然災害発生後72時間以内】

(3) 空港機能の早期復旧（航空ネットワーク機能の確保）

- ① 民航機の入入れ 【自然災害発生後72時間以内】

(4) 地震、活火山の噴火、悪天候への対応

第2章 被害想定

1. 特徴

松本空港は松本市と塩尻市にまたがり、松本駅から南西に直線で約6 km、塩尻駅から北西に直線で約7 kmにあり、奈良井川と鎖川に挟まれた高台に位置している。

自然災害の発生に関連する地理的なものとしては、糸魚川ー静岡構造線断層帯に代表される、多くの活断層帯があるほか、近隣には南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村もあり、南海トラフ地震の影響も想定される。

また、焼岳等の活火山も県内には多く存在している。

このことから、松本空港の地理的な状況を考慮すると、松本市・塩尻市ハザードマップでは浸水想定区域には該当していないものの、台風・大雨・大雪による被害のほか、地震及び火山による被害を想定する必要がある、災害時における空港での電力、通信、上下水道の確保、滑走路修繕等の重機確保や空港からの二次交通の確保や資機材等搬入のための道路啓開については、松本地域全体で対応する必要がある。

2. 被害想定

(1) 地震

地震については、第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月 長野県）における

(i) 糸魚川ー静岡構造線断層帯 (ii) 伊那谷断層帯 (iii) 木曾山脈西縁断層帯
(iv) 境峠・神谷断層帯 (v) 南海トラフ巨大地震

とし、マグニチュード7.5～9クラス、震度6弱程度を想定する。

(2) 活火山の噴火等

焼岳等の活火山に係る火山周辺警報や噴火警報が発令されることを想定する。

(3) 悪天候

① 台風

暴風域を伴う台風が松本空港を通過することを想定する。

② 大雨

大雨による空港施設の被災及び空港アクセス道路の冠水による通行止めを想定する。

③ 大雪

大雪により滑走路閉鎖、空港施設の一部利用不可やアクセス道路の通行止めが続くことを想定する。

第3章 合同対策本部（A2-HQ）の設置

1. 合同対策本部の設置

自然災害発生時における空港全体として機能保持・復旧、滞留者対応等をするため、松本空港緊急時対応計画7に規定する合同対策本部（A2-HQ）を設置する。

2. 合同対策本部の構成

松本空港保安委員会常任委員により構成し、合同対策本部長は松本空港管理事務所長（以下「所長」という。）とする。

なお、所長不在の場合は、松本空港管理事務所次長を本部長代理とする。また、必要に応じて、その他の関係機関の参加を求めるものとする。

事務局は、松本空港管理事務所とし、松本空港管理事務所所長室に設置する。

3. 合同対策本部の設置基準（自然災害に関するもの）

- (1) 松本空港及び近隣市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 焼岳等の県内の活火山に火口周辺警報（火山規制）が発令された場合
- (3) 松本空港の運用時間中に台風の暴風域が通過する場合
- (4) 大雨により、空港施設及び空港アクセス道路が被災し、復旧に時間を要する場合
- (5) 大雪により、運用時間における滑走路閉鎖、空港施設の一部利用不可、空港アクセス道路の通行止めが長期化する場合
- (6) その他、所長が必要と認めた場合

4. 合同対策本部の事務所掌

- (1) 災害に関する情報の一元的な収集、記録及び整理並びに関係者への発信。
 - ① 関係機関との情報共有や報道機関への情報提供等。
 - ② 合同対策本部の事務局は、長野県災害対策本部や国土交通省航空局等へ被害状況等を報告（自然災害発生後15分以内）。
- (2) 空港（滑走路等）やターミナルビルの閉鎖・再開の可否の判断。
- (3) 被災・復旧状況に応じた外部機関等への各種要請。
（長野県災害対策本部を通じてのTEC-FORCE、自衛隊の派遣要請等）
- (4) 運航状況の把握（情報収集）。

5. A2-HQの構成

【合同対策本部】長野県松本空港管理事務所、国土交通省東京航空局新千歳対空センター（オブザーバー）、長野県松本警察署、松本空港ターミナルビル(株)、(株)フジドリームエアラインズ松本空港支店、(株)エスエーエス信州まつもと空港事業所

【関係機関】気象庁東京航空地方気象台松本航空気象観測所、長野県企画振興部松本空港課、長野県消防防災航空センター、長野県警察本部関係各課、長野県警察航空隊、長野県塩尻警察署、松本広域消防局、(株)セノン羽田支社成田営業所松本空港派遣隊、フジビジネスジェット(株)松本空港事業所、東邦航空(株)松本事業所、新日本ヘリコプター(株)松本事業所、中日本航空(株)運航管理部、国立大学法人信州大学医学部附属病院、(株)エスエーエス信州まつもと空港事業所（給油部門）、中部電力パワーグリッド(株)松本営業所、東日本電信電話(株)長野支店長野災害対策室、出入国在留管理庁東京出入国管理局長野出張所、財務省名古屋税関諏訪出張所 他

第4章 外部機関との連携

1. 外部機関との関係構築

救急・救命フェーズ、旅客避難フェーズ、施設復旧フェーズの各状況に応じた各機関（松本広域消防局、中部電力パワーグリッド㈱、東日本電信電話㈱、松本広域圏救急・災害医療協議会、松本市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、近隣交通事業者（バス、タクシー、レンタカー）、土木施設維持事業者、航空灯火維持事業者等）と合同対策本部との相互支援に関する関係を構築する。

[空港独自協定]

<救急・救命フェーズ>

- 松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
（松本地域広域行政事務組合）（現：松本広域連合）
- 松本空港医療救護活動に関する協定書
（松本広域圏救急・災害医療協議会）

[長野県の協定]

長野県企画振興部松本空港課、長野県災害対策本部（地方部）を通じての要請

<救急・救命フェーズ>

- 医療救護等に係る協定
（一社）長野県医師会、（一社）長野県看護協会、長野県医薬品卸協同組合等

<旅客避難フェーズ>

- 風水害対策編 第2章第9節 緊急輸送計画 3 輸送体制の整備計画（2）実施計画ウ【関係機関が実施する計画】北陸信越運輸局（中略）（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

第5章 情報発信

1. 合同対策本部への情報集約経路

(1) 広報に必要な情報を各事業者等から入手

- ① 旅客ターミナルビル内施設の被害・復旧状況【松本空港ターミナルビル㈱】
- ② 空港内の負傷者・帰宅困難者の状況【空港内事業者等】
- ③ 民間航空機の運航計画、運航状況、旅客名簿など【航空会社】
- ④ 空港アクセスの運行状況
【長野県災害対策本部（地方部）及びバス会社、タクシー会社、レンタカー会社】

2. 合同対策本部から空港関係者への情報フィードバック経路

- (1) 合同対策本部が広報する合同発表資料を空港関係者と共有
- (2) 各機関からの要望に応じた空港運用状況等の情報提供

3. 合同対策本部から空港利用者への情報フィードバック

- (1) 合同対策本部が広報する合同発表資料を空港利用者向けにアレンジして提供
- (2) 空港利用者が必要とする情報（ターミナルビル、駐車場等の施設の状況、民間航空機の運航計画・運航状況、空港アクセスの運行状況等）をスピーディに提供

4. 情報発信ルール

- (1) 広報対応に関しては、適時・適切な情報の迅速な提供と、メディアや発信元によらない一貫性の確保及び情報による混乱の防止に留意する。
- (2) 具体的には、合同対策本部が情報を集約し、長野県災害対策本部等と調整のうえ、合同発表資料として広報し、また、空港内の関係機関と共有することを基本とする。

5. その他留意事項

- (1) 報道関係者の合同対策本部への立入は禁止とし、別途専用会議室を準備する。（専用会議室：ビル会議室、多目的ホール、VIPルーム）
- (2) 報道発表は、定期的に行う（新情報がない場合はその旨を発表）。
- (3) 報道発表は、必ず2名以上で対応する。
- (4) 個別の情報提供は行わない。

第6章 訓練計画

1. 定期的な訓練の実施

- (1) 本 BCP を実効性のあるものとし、関係機関全体として共有・浸透や対応能力の向上を図るため定期的かつ現実に即した訓練等を行うこととする。
- (2) 松本空港管理事務所及び関係機関が共同で行う合同対策本部訓練のほか、各機関においても日常から基礎知識を与える教育や災害発生時の実動体制を想定させる訓練（図上・実働）を実施する。
（例）情報伝達訓練、消火器操作訓練、消火救難総合訓練、医療資器材取扱訓練
- (3) 上記訓練を毎年実施するとともに、上記以外にも松本空港ターミナルビル(株)及び松本空港管理事務所が主催し、関係機関を参集させた、地震・火災等を想定した訓練を実施する。

2. 訓練を踏まえた BCP の継続的な更新

訓練を通じて明らかになった課題や他空港における災害時の状況等を踏まえ、継続的に本 BCP を見直すこととする。

3. PDCA サイクルの実施

訓練実施による評価をもとに本計画を精査するとともに、各種防災業務に関する計画、要領等の改定、技術革新に基づく新たな調査方法の導入及びその他の状況に応じ適宜見直しを行う、PDCA サイクルを実施する。

4. 日常点検の実施

- (1) 松本空港管理事務所は、2週間に1回、電源局舎の非常用電源設備の稼働確認を行う。
- (2) 東京航空局東京空港事務所・長野県警察航空隊は、1か月に1回、非常用電源設備の稼働確認を行う。
- (3) 松本空港ターミナルビル(株)・長野県消防防災航空センターは、2か月に1回、非常用電源設備の稼働確認を行う。

第7章 各施設の担当部署と技術者の配置状況

1. 施設の機能維持及び早期復旧担当部署

- (1) 基本施設（滑走路、誘導路、エプロン）：松本空港管理事務所
- (2) 基本施設以外（構内道路ほか）：松本空港管理事務所
- (3) 無線施設：東京航空局東京空港事務所（東京システム運用管理センター）
- (4) 灯火・電気施設（電源局舎）：松本空港管理事務所
- (5) 電源施設（非常用発電装置）：松本空港管理事務所
- (6) 松本空港ターミナルビル：松本空港ターミナルビル(株)

基本計画「B (Basic) -Plan」

B-1. 早期復旧計画

1) 被害想定

- 地震の発生により、電力、通信機能、上下水道が停止している。
- 大雨により空港施設及び空港アクセス道路が被災し復旧に時間を要する。
- 大雪により運用時間における滑走路閉鎖、空港施設の一部利用不可や空港アクセス道路の通行止めが長期化する。

2) 行動目標

- 合同対策本部を設置する。
- 土木・建築・機械・無線・灯火・電気・ターミナル施設等の被害状況を把握する。
- 各施設機能の復旧作業に着手する。
- 災害対応機の運航が可能となるよう、空港施設が確実に機能している状態にする。
- 緊急物資・人員輸送に使用する施設の利用計画、航空機の運航計画を調整する。
- 民航機の運航が可能となるよう、空港施設・旅客施設が確実に機能している状態にする。

3) 各関係機関の役割分担

	事前の備え	発災直後	応急復旧時
松本空港管理事務所	• 関係機関との連絡体制を構築	• 合同対策本部の設置及び関係機関との連絡体制を構築	• 関係機関からの情報収集
		• 関係機関との連絡方法の確立 (NTT 災害時優先電話・衛星携帯電話・非常用回線電話)	
		• 土木・建築・機械・灯火・電気施設及び緊急車両等の被害状況の把握	• 各施設機能の回復 • 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づく燃料の手配 (長野県石油商業組合)
		• 長野県松本空港課、長野県災害対策本部 (地方部) へ被害状況報告	• 被害状況報告 (続報)
		• 国土交通省航空局・東京航空局へ被害状況報告 (第1報)	• 被害状況報告 (続報)
		• 県広域受援計画に基づく調整 (地方部から広域防災拠点運営・調整班配置)	• 被害状況報告 (続報)
		• 臨時ヘリスポット等、災害対応機運航のための運用体制	

		を構築(長野県警察航空隊・消防防災航空センター・東京航空局新千歳空港事務所と調整)	
		・S-5. 空港アクセス喪失時対応計画により対応	
		・除雪体制の確立	・除雪実施
東京航空局東京空港事務所		・合同対策本部との連携	
		・航空機の安全運航確保等に必要な処置	
		・無線施設の被害状況の把握	・各施設機能の回復
松本空港ターミナルビル(株)		・ターミナルビル施設の被害状況の把握	・各施設機能の回復
東京航空地方气象台松本航空気象観測所		・気象観測施設の被害状況の把握	・各施設機能の回復
長野県消防防災航空センター		・災害対応機の運航に向けた調整	
長野県警察航空隊		・災害対応機の運航に向けた調整	
(株)エスエーエス信州まつもと空港事業所(給油部門)		・施設の被害状況の把握	・各施設機能の回復 ・燃料の確保に向けた調整
(株)フジドリームエアラインズ松本空港支店 (株)エスエーエス信州まつもと空港事業所		・施設の被害状況の把握	・各施設機能の回復 ・民間機の運航再開に向けた調整

B-2. 滞留者対応計画

1) 被害想定

- 電力、通信機能、上下水道が停止している。
- 地震、大雨、大雪により空港アクセス道路が被災し通行止めが長期化。
- 滞留者数は、最大 400 人を想定（内外国人は若干）

2) 行動目標

- 発災後、空港内旅客を「B-3. 避難計画」に基づき避難を完了させるとともに、負傷者等への対応に当たり、2時間以内に空港内の滞留者の人数を把握。
- 更なる滞留者の増加を防ぐとともに、訪日外国人を含む空港内の滞留者に対しても、運航情報、二次交通、代替交通手段等の情報の周知を徹底。
- 空港 HP（空港ビル、松本空港管理事務所）にて、航空会社からの運航情報を随時発信。
- 滞留者を早期に松本空港から松本市指定避難場所に退避させる。
- 発災後3日間（72時間）滞留者が空港内で滞在できるよう、想定される最大空港滞留者数に対応した備蓄品（非常食、毛布、簡易トイレ等）を確保。
- 通信環境の確保の観点から、Wi-Fi環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境を提供。
- 空港ターミナルビル 非常用発電設備の燃料を「S-4. 燃料確保計画」により確保、滞留者用空気調和機能の確保。

3) 各関係機関の役割分担

	事前の備え	発災直後	応急復旧時
松本空港管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 情報収集体制の構築 • 情報提供手段の確保 • 備蓄品の確保 • 避難場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> • 合同対策本部の設置及び関係機関との連絡体制を構築（関係機関から提供された情報を一元化しフィードバック） 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 医療機関等への支援要請 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 協定に基づき空港ビル空気調整設備用に非常用燃料を貸与 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 長野県松本空港課、長野県災害対策本部（地方部）、国土交通省航空局・東京航空局への支援要請 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 県広域防災拠点としての調整、空港内の滞留者の空港間輸送に係る発着調整 	
		<ul style="list-style-type: none"> • S-2. 通信機能喪失時対応計画に基づく衛星携帯電話の利用 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 職員の滞在環境を確保 	
東京航空地方气象台松		<ul style="list-style-type: none"> • 合同対策本部との連携 	

本航空気象観測所		<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内来訪者の避難誘導、避難 ・滞在場所の確保、庁舎内滞留者の人数把握（定期的な把握） 	
松本空港ターミナルビル(株) (合同対策本部と一体で対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の構築 ・情報提供手段の確保 ・備蓄品の確保 ・避難場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人を含む空港内旅客及び空港外への運航情報、二次交通、代替交通手段等の情報の周知を徹底 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者、要支援者対応 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・建物、電気、通信、上下水道等の被災確認 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の確保 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境を提供 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・旅客に対しては館内放送、拡声器、ホワイトボード等を活用して情報提供 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・貯水タンクを活用し、飲料水、トイレへの対応 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・S-1. 電力機能喪失時対応計画に基づき空調機能を確保 	
(株)フジドリームエアラインズ松本空港支店 (株)エスエーエス信州まつもとと空港事業所		<ul style="list-style-type: none"> ・乗員・乗客リストの作成 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・空港内の滞留者の空港間輸送に係る発着調整体制及びGSE車両等の確保 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人の通訳（多言語案内への協力） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・運航情報の早期発信 	
松本警察署松本空港警備派出所		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した避難・誘導、秩序の確保 	
松本市 (松本市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所指定 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の指示
北陸信越運輸局 (長野県災害対策本部を經由)		<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者輸送手段の確保(情報提供) 	
路線バス等運行事業者 (必要により近隣バス事業者にも協力を要請)		<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者を輸送する手段の一つとして、路線バス及びシャトルバスの運行を可能な限り維持 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者を輸送する手段の一つとして、貸切バスの提供 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの代替経路を設定 	
タクシー・レンタカー事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者を輸送する手段の提供 	
医療機関 (松本広域圏救急・災害医療協議会)		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の手当 ・医療従事者の滞在環境の確保 	
(株)エスエーエス信州まつもと		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した避難・誘導 	

つもと空港事業所（給油部門）		導、秩序の確保	
新日本警備保障(株)		・関係機関と連携した避難・誘導、秩序の確保	
空港ターミナルビル内のテナント及び空港内事業者	・避難誘導の確認	・空港内旅客の避難誘導、避難 ・滞在場所の確保、空港内滞留者の人数把握（定期的な把握） ・テナントが所持する食料等の提供（営業時間延長又は再開に向けた調整）	
名古屋税関諏訪出張所 東京出入国在留管理局 長野出張所 東京検疫所検疫衛生課 (チャーター便来航時)		・制限区域内の旅行客及び職員の滞在環境の確保	

B-3. 避難計画

1) 被害想定

- ・震度6弱以上の地震が発生

2) 行動目標

- ・震度6弱以上の地震を観測した場合は、空港スタッフは、旅客ターミナルビル等の破損状況、火災の有無を確認の上、合同対策本部が定める避難場所に旅客等を安全に誘導する。

3) 各関係機関の役割分担

関係者	役割
松本空港管理事務所	緊急連絡網による関係者への連絡
	制限区域内等の工事業者への避難の呼び掛け
	合同対策本部の設置・運営
	松本空港消火救難隊（通報連絡班）としての業務
	他事業者の役割補助
松本空港ターミナルビル(株)	旅客ターミナルビル内の旅客・来港者、テナントへの避難の呼び掛け（全館放送）
	松本空港消火救難隊（救護誘導班、警備班）としての業務
東京航空局新千歳空港事務所	航空機の安全運航確保等に必要な措置
(株)フジドリームエアラインズ松本空港支店	旅客等への避難の呼び掛け(外国語による放送含む) 避難誘導（制限区域内）
(株)エスエーエス信州まつもと空港事業所	松本空港消火救難隊（救護誘導班）としての業務
	(株)フジドリームエアラインズ松本空港支店と協力し旅客の避難誘導
(株)セノン羽田支社成田営業所松本空港派遣隊	松本空港消火救難隊（警備班）としての業務
	(株)フジドリームエアラインズ松本空港支店と協力し旅客の避難誘導
長野県消防防災航空センター	松本空港消火救難隊（消火班）としての業務（状況による）
長野県警察航空隊	松本空港消火救難隊（警備班）としての業務（状況による）
(株)エスエーエス信州まつもと空港事業所（給油部門）	危険物の安全確保措置
	避難誘導（給油施設地区等）
	松本空港消火救難隊（消火班）としての業務
新日本警備保障(株)	松本空港消火救難隊（消火班）としての業務
空港ターミナルビル(株)の業務委託会社(常駐)	松本空港ターミナルビル(株)の役割補助
松本空港ターミナルビル内テナント	松本空港消火救難隊（救護誘導班）としての業務
フジビジネスジェット(株)松本空港事業所	松本空港消火救難隊（救護誘導班）としての業務
東邦航空(株)松本事業所	松本空港消火救難隊（警備班）としての業務
名古屋税関諏訪出張所 東京出入国在留管理局長野出張所	旅客への避難の呼び掛け 未入国者、出国者への避難指示・誘導

東京検疫所検疫衛生課 (チャーター便来港時)	
松本警察署松本空港警備派出所	避難誘導への協力

機能別の喪失時対応計画「S (Specific-functional)-Plan」

S-1. 電力機能喪失時対応計画（電力供給3日間寸断パターン）

1) 被害想定

- 地震等の外的な要因により、松本空港への電力供給が停止。

2) 行動目標

- 災害対応機の運航が可能となるよう、空港施設が確実に機能している状態にする。
- 民航機の運航が可能となるよう、空港施設・旅客施設が確実に機能している状態にする。
- 電力供給が復旧する目安である3日間（72時間）の電力を供給するため、非常用電源施設が72時間稼働可能な燃料を確保する。

3) 各関係機関の役割分担

	事前の備え	発災直後	応急復旧時
松本空港管理事務所	地下タンク貯蔵所（電源局舎）は、72時間稼働可能な燃料を確保	• 非常用発電機の稼働状況、電気設備等の被害状況確認	<ul style="list-style-type: none"> • 設備に被害があった場合は復旧作業 • 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づく燃料の手配（長野県石油商業組合）
	電力会社を含む関係機関との連絡体制を構築	• 電力会社を含む関係機関との連絡体制を構築（復旧見込の確認）	
	少量危険物貯蔵所（除雪車庫）の軽油確保（年1回入れ替え）	• 空港ターミナルビルに軽油（携行缶含む）を貸与（覚書）	
東京航空局東京空港事務所	72時間稼働可能な燃料を確保	• 非常用発電機の稼働状況、電気設備等の被害状況確認	<ul style="list-style-type: none"> • 設備に被害があった場合は復旧作業 • 管理事務所より「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づく燃料の手配（長野県石油商業組合）
松本空港ターミナルビル(株)	• 燃料の確保	• 非常用発電機の稼働状況、電気設備等の被害状況確認	<ul style="list-style-type: none"> • 設備に被害があった場合は復旧作業 • 管理事務所より「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づく燃料の手配（長野県石油商業組合）
		• 管理事務所の少量危険物貯蔵所(除雪車庫)の軽油を補給	
長野県消防防災航空センター	• 燃料の確保	• 非常用発電機の稼働状況、電気設備等の被害状況確認	• 設備に被害があった場合は復旧作業

長野県警察航空隊	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機の稼働状況、電気設備等の被害状況確認 非常用発電機は手動切替 	<ul style="list-style-type: none"> 設備に被害があった場合は復旧作業
(株)エスエーエス信州まつもと空港事業所（給油部門）	<ul style="list-style-type: none"> 給油ポンプ用に非常発電機を準備 		
中部電力パワーグリッド(株)松本営業所		<ul style="list-style-type: none"> 復電作業、復旧見込の情報提供 	

S-2. 通信機能喪失時対応計画

1) 被害想定

- 地震等の外的な要因により、松本空港への通信機能が停止。

2) 行動目標

- 合同対策本部の通信手段を確保する。
- 滞留者へ携帯電話の充電環境を確保する。

3) 各関係機関の役割分担

	事前の備え	発災直後	応急復旧時
松本空港管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> • 通信会社を含む関係機関との連絡体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> • 通信被害の情報収集 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 通信会社を含む関係機関との連絡体制を構築（復旧見込の確認） 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 災害時優先電話の利用 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 非常用回線の開線を東日本電信電話(株)長野支店（長野災害対策室）に依頼 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 合同対策本部(管理事務所所長室)へ電話器を設置 	
		<ul style="list-style-type: none"> • 長野県消防防災航空センター配備の衛星携帯電話を使用するため連絡要員を配置。 	
松本空港ターミナルビル(株)		<ul style="list-style-type: none"> • 通信施設の被害状況の把握 • Wi-Fi 環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> • 設備に被害があった場合は復旧作業
東日本電信電話(株)長野支店(長野災害対策室)		<ul style="list-style-type: none"> • 復旧作業、復旧見込の情報提供、代替通信手段の確保 	

S-3. 上下水道機能喪失時対応計画

1) 被害想定

- 地震等の外的な要因により、松本空港への上下水道が停止。

2) 行動目標

- 上水道の応急給水の実施目安までの3日（72時間）分の滞留者数・職員数に応じた飲料水を確保する。
- 下水道が復旧するまでの間の簡易トイレ等を確保する。

3) 各関係機関の役割分担

	事前の備え	発災直後	応急復旧時
松本空港管理事務所	• 上下水道管理者を含む関係機関との連絡体制を構築	• 施設の上下水道設備の被害状況確認	• 設備に被害があった場合は復旧作業
	• 職員の飲料水及び簡易トイレ等を確保	• 職員の飲料水及び簡易トイレ等を確保	
松本空港ターミナルビル(株)		• 施設の上下水道設備の被害状況確認	• 設備に被害があった場合は復旧作業
	• 旅客、従業員(テナント含む)の飲料水及び簡易トイレ等を確保	• 旅客、従業員(テナント含む)の飲料水及び簡易トイレ等を確保	
航空会社（ハンドリング会社含む）	• 従業員の飲料水及び簡易トイレ等を確保	• 従業員の飲料水及び簡易トイレ等を確保	
消防防災航空センター・長野県警察航空隊ほか (ターミナルビル外の建物)		• 施設の上下水道設備の被害状況確認	• 設備に被害があった場合は復旧作業
	• 従業員の飲料水及び簡易トイレ等を確保	• 従業員の飲料水及び簡易トイレ等を確保	
松本市（上下水道局）		• 復旧作業、復旧見込の情報提供（広報車・HP等）	

S-4. 燃料確保計画

1) 被害想定

- 地震等の外的な要因により、松本空港への電力供給が寸断され、更に松本空港への燃料供給が寸断され、その復旧に3日間を要する場合を想定。

2) 行動目標

- 非常用発電機燃料、航空機用燃料、車両用燃料を、電力供給が復旧する目安である3日間（72時間）分確保する。

3) 各関係機関の役割分担

	事前の備え	発災直後	応急復旧時
松本空港管理事務所	・関係機関との連絡体制を構築	・「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づく燃料の手配（長野県石油商業組合）	
		・空港ターミナルビルに軽油（携行缶含む）を貸与（覚書）	
東京航空局東京空港事務所			・管理事務所より「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づく燃料の手配（長野県石油商業組合）
松本空港ターミナルビル(株)		・管理事務所の少量危険物貯蔵所（除雪車庫）の軽油を使用	・管理事務所より「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づく燃料の手配（長野県石油商業組合）
(株)エスエーエス信州まつもと空港事業所（給油部門）	・航空機用燃料、作業車用燃料の確保	・航空機用燃料の確保	
		・化学消防車、GSE用燃料（軽油）の確保	
		・給油設備用仮設電源の確保	

S-5. 空港アクセス喪失時対応計画

1) 被害想定

- 地震、大雨、大雪により市内との空港アクセス道路が寸断されており、通行可能な道路も各所で渋滞が発生している。
- 緊急輸送道路に指定されている松本空港塩尻北インター線（27号）、松本空港線（296号）の経路には、奈良井川を渡る小俣橋、二子橋があり、通行可能かは不明。また、第2次緊急輸送路として、塩尻鍋割穂高線(25号)、松本平広域公園線(115号)は復旧予定不明。

2) 行動目標

- 道路の啓開状況、渋滞の発生状況を把握し市内への迂回路及び、支援車両の空港へのアクセス道路情報を取得し、自家用車や空港バス等のルートの確保をする。
- 道路の不通が長期間に及ぶ場合は、滞留者を24時間以内に指定避難所へ移動する。

3) 各関係機関の役割分担

	事前の備え	発災直後	応急復旧時
松本空港管理事務所	• 交通事業者との連携確認	<ul style="list-style-type: none"> • 長野県災害対策本部（地方部）に旅客の輸送手段の確保、道路状況の情報提供を依頼 • 指定避難所までの輸送手段の確保 	
長野県災害対策本部（地方部）		<ul style="list-style-type: none"> • 長野県災害対策本部の要請を受けて、北陸信越運輸局は、直ちに（公社）長野県バス協会に対して協力を要請 	
松本空港ターミナルビル(株)	• 交通事業者との連携確認	<ul style="list-style-type: none"> • 避難場所までの道路状況情報提供 • バス、タクシー、レンタカー事業者から運行情報を収集 	
路線バス等運行事業者（必要により近隣バス事業者に協力を要請）		<ul style="list-style-type: none"> • 定期路線バスの運行可能性を確認 • シャトルバスルートを通常ルートから被災していない地区を通るルートに変更して、運行することを検討 • 貸切バスの提供可能性を確認 	<ul style="list-style-type: none"> • 滞留者を指定避難場所、最寄の駅等へ輸送
タクシー・レンタカー事業者		<ul style="list-style-type: none"> • 滞留者を輸送する手段の提供 	